**厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者７割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」（協力依頼）**

　令和２年４月７日付で緊急事態宣言が発出されたことを受けて、宣言の区域内では、既に多くの企業が自宅勤務などを実施されていますが、この緊急事態を１ヶ月で終えるため、最低７割、極力８割の人と人との接触削減目標に向け、今般、厚生労働省より協力依頼が発出されましたので、お知らせいたします。

　[新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者７割削減を実現するための在宅勤務等の推進について](http://www.minshokyo.or.jp/20200413_zaitakukinmutou_suishinirai.pdf)

2020年4月14日